

平成27年度金融庁調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日
金融庁

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|---|---|------------------|-----------|-----------|
| | 平成27年度に開始した取組 | 平成27年度年度末 | 平成27年度年度末 | 目標の進捗状況(※) | 平成27年度年度末 | 平成27年度年度末 |
| 1. 重点的に取り組む分野 | | 下記のとおり実施 | 下記のとおり | - | - | - |
| ○一者応札の改善 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、様々な改善策を講じた上でも改善が見込めず、競争入札が形骸化している情報システム調達案件においては、会計法令等を踏まえつつ、契約金額の適正性を検証することを前提に、公募への移行を検討 | | 公募への移行を検討したが、一者応札に至った理由(開発時期・要員不足)に鑑みると仕様書の見直しにより対応可能であったことから、公募への移行は見送った。 | 該当なし。 | - | - | 取組を継続実施 |
| 2. 継続的な取組み | | 下記(1)～(5)のとおり実施 | 下記(1)～(5)のとおり | - | - | - |
| (1) 情報システムに関する取組 | | 下記のとおり実施 | 下記のとおり | - | - | - |
| ○仕様・調達予定価格の適正性審議 ・政府調達案件について、「情報システム調達会議(※)」において、外部有識者(CIO補佐官等)を交えて、 ①情報システムの仕様が用途・目的に照らして適正なものとなっているか、 ②SE単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定価格が適正なものとなっているか 等の視点から審議 ※総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする会議 | | 平成27年5月29日、6月24日、10月21日、平成28年1月5日、1月20日に情報システム調達会議を5回開催。 「公認会計士試験の受験願書提出におけるWeb受付等に係る調達」他23件の調達予定案件における仕様について、用途・目的が適切であるか、調達予定価格が適正なものとなっているか等について、審議を実施。 | 情報システム調達会議における審議の結果、調達仕様について、用途・目的が適正となっており、調達が適正なものであることが確認できた。 また、調達予定価格について、過去の契約実績と比較することで、適正なものであることが確認できた。 | A | - | 取組を継続実施 |
| ○仕様・調達予定価格の適正性審査 ・全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者(CIO補佐官)による審査を実施 | | 全ての情報システムの調達に係る仕様書について、外部有識者(CIO補佐官)が審査を実施。 | システムの目的・用途が仕様書に適切に反映されているか等の観点から専門的な審査を行うことにより、適切な仕様の策定に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| ○過去の指摘の活用による妥当性等の検証 ・全ての情報システム調達について、各局総務課長等が、過去の「情報システム調達会議」及び「金融庁契約監視委員会」において指摘された一者応札の改善、共同調達の拡大等の視点を参考に、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等の検証を実施 | | 全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等を各局総務課長等が検証を実施。 | 調達の必要性、調達単位の妥当性等、随意契約を行う場合の随意契約理由及び契約内容(契約金額)の適切性の確保に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| ○運用・保守 ・全ての情報システムの運用・保守業務について、業務の繁閑を踏まえた積算の精査や契約形態の見直しを検討 | | 全ての情報システムの運用・保守業務における工数積算の精査や契約形態について、外部有識者(CIO補佐官)の審査を実施。 | 不要な工数を削減することにより、適切な価格での応札が期待される。 | A | - | 取組を継続実施 |
| ○国庫債務負担行為の活用 ・情報システムの開発、保守、改修、更新に係る全体費用の低下を図るために、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討 | | 平成28年度の情報システムに係る予算として、国庫債務負担行為として7件を措置。 | 複数年契約による事務量の削減並びに情報システムの開発等に係る全体費用の低下が見込まれる。 | A | - | 取組を継続実施 |
| (2) 随意契約に関する取組 | | 下記のとおり実施 | 下記のとおり | - | - | - |
| ○少額な契約への対応 ・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、当コーナーにて見積依頼書を公開配布 | | 12案件について見積依頼書を公開配布。 | 12案件実施し、665千円削減。 より多くの業者に見積書を募ることにより、更なる競争性、公平性、透明性が確保され、かつ経費の節減に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| (3) 一者応札に関する取組 | | 下記のとおり実施 | | - | - | - |
| ○事後審査の実施(アンケート調査) ・一者応札となった案件については、担当部局等が入札不参加者に対して、その理由を聴取する等の取組を行い、入札仕様書等に問題がないか、競争性が確保されているか等について検証 | | 一者応札となった案件について「一者応札等事後調査シート」を作成し、応札不参加者から理由等を聴取、分析。 | 応札不参加者からの意見等を分析し、次回調達時の仕様等への反映に寄与した。 取り組んだ結果として、前年度において一者応札であった案件のうち10件について複数者からの応札となった。 | A | - | 取組を継続実施 |
| ○公告期間の更なる確保 ・政府調達案件について従前より可能な限り公告日を前倒しし、公告期間を確保 | | 該当なし。 | 該当なし。 | - | - | 取組を継続実施 |
| ○入札説明会の複数回開催 ・主要な調達案件について、入札説明会を複数回開催 | | 7案件について、入札説明会を2回実施した。 | 入札参加機会の増加に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| (4) 汎用的な物品・役務に関する取組 | | 下記のとおり実施 | 下記のとおり | - | - | - |
| ○共同調達の維持 ・平成26年度に実施した共同調達について、今年度も継続して共同調達を実施 | | 事務用消耗品等21案件について、文部科学省、財務省等と共同調達を実施。 また、今年度より、情報提供契約については財務局と、貸切航空機については財務省と、共同調達を実施。 | 発注事務の省力化・効率化に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| ○発注単位の集約 ・新規の汎用的な物品・役務の発注案件について、発注単位の集約を検討 | | 主要な消耗品については、月単位で集約し、発注を実施。 異動期や新規需要の必要数を把握した上で、発注を集約し調達を実施。(6月16日、8月25日実施) | 発注事務の省力化・効率化に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |

| | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|---------|
| (5) その他の取組 | | 下記のとおり実施 | 下記のとおり | - | - | - |
| ○研修の実施 ・情報システムの調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施 | | IT基礎知識研修及び情報システム担当者研修を実施。 | IT基礎知識研修及び情報システム担当者研修によりIT関連業務における専門用語を含めたシステムの基礎知識の習得に寄与した。(IT基礎知識研修受講者32名、情報システム担当者研修受講者7名) | A | - | 取組を継続実施 |
| ○仕様書への反映 ・企画競争等の際、参加業者から、有用であり、かつ公表可能な提案がされた場合は、次回調達時の仕様書への反映等を検討 | | 該当なし。 | 該当なし。 | - | - | 取組を継続実施 |
| 5. 実施状況の把握 調達改善計画の実施状況については、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後に取りまとめる。 | | 27年度上半期分については、11月にとりまとめを実施。下半期分について、とりまとめを実施(本件)。 | 本計画の進捗状況を把握することにより、硬直化の防止に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| 6. 自己評価の実施 調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期(4~9月)終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。 | | 27年度上半期時点については、11月に評価を実施。年度末時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表(本件)。 | 計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表することにより、本計画の硬直化の防止に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| 7. 推進体制 | | 下記(1)~(3)のとおり実施 | 下記(1)~(3)のとおり | - | - | - |
| (1) 推進体制 「行政事業レビュー推進チーム」が調達改善を推進する。 (参考)行政事業レビュー推進チーム 統括責任者 総括審議官 副統括責任者 総務企画局総務課長 " 政策課長 メンバー 各局総務課長等 推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を必要に応じて開催し、その結果を推進チームへ報告する。 | | 行政事業レビュー推進チームにおいて、本計画のフォローアップを実施。 また、実務者会合を開催すべき案件は生じなかった。 | 本計画の進捗状況を管理するとともに、更なる調達改善に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| (2) 外部有識者の活用 取組の推進に当たっては行政事業レビューのための外部有識者の意見を活用するものとする。 | | 金融庁行政事業レビューの外部有識者に対して、本計画の取組状況の説明を実施。 | 外部有識者がチェックを実施することにより、本計画の硬直化の防止に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| (3) 内部監査の活用 毎年度実施している内部会計監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。 | | 四半期毎の内部監査において、本計画の進捗を検証。 | 本調達計画の進捗を管理することにより、硬直化の防止に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |
| 8. その他 調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁のウェブサイトにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。 | | 本計画に関する取組状況等について、金融庁のウェブサイトにて公表。 | 取組状況の透明性の確保に寄与した。 | A | - | 取組を継続実施 |

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

| 実施した取組内容 | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の対応 |
|---------------|-------|------------------|-------|
| 平成27年度に開始した取組 | | | |
| | | | |

(※)

- A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
- C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 宮内 忍 (公認会計士) 】 意見聴取日【6月21日】

| 意見 | 意見に対する対応 |
|--|--------------------------------|
| ○一者応札への対応策として、事後審査を実施し次回調達時の仕様等へ反映することなどにより、一定の成果を上げていると認められる。 今後とも引き続き取り組んでいただきたい。 | ○引き続き、一者応札の改善のための取組みを続けてまいりたい。 |

外部有識者の氏名・役職【 堀江 正之(日本大学商学部教授) 】 意見聴取日【6月22日】

| 意見 | 意見に対する対応 |
|---|---|
| ○調達改善計画の自己評価結果については、ウェブサイト掲載に留めず、金融庁内に対してもフィードバックを行っていく必要があるのではないか。 | ○ご意見を踏まえ、研修等の機会を通じて、金融庁内への周知に努めるようにしたい。 |